

令和2年度 経営管理権集積計画（須津山地区）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の
規定により、経営管理権集積計画を定める。

令和3年3月1日

富士市長 小長井 義正

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-01	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正					(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考								
1	富士市増川	227-1	123	に	35	山林	0.0509	広葉樹	67		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>			

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 増川	227-1	123	に	35	山林	0.0509	広葉樹	67					
2	富士市 増川	227-3				山林	0.0019							
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 所在地 名称</p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-02	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市水田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市 掛川	295	123	に	82	山林	0.1566	ヒノキ	54		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に開伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する開伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 掛川	296	123	に	74	山林	0.1715	ヒノキ	60							
3	富士市 掛川	297	123	に	81	山林	0.0618	ヒノキ	54							
4	富士市 掛川	298	123	に	76	山林	0.0439	ヒノキ	54							
5	富士市 掛川	301	123	に	80	山林	0.3160	ヒノキ	49							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市増川	295	123	に	82	山林	0.1566	ヒノ	54				
2	富士市増川	296	123	に	74	山林	0.1715	ヒノ	60				
3	富士市増川	297	123	に	81	山林	0.0618	ヒノ、ヒノ	54				
4	富士市増川	298	123	に	76	山林	0.0439	ヒノ	54				
5	富士市増川	301	123	に	80	山林	0.3160	ヒノ	49				
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>													

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-03	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富上市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市水田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 増川	225	123に	33	山林	0.1080	広葉樹 スギ ヒノキ	60	林小班 の一部	2021.3.1 6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに算定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ・経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 増川	226	123に	32	山林	0.2119	広葉樹 スギ ヒノキ	60	林小班 の一部					
3	富士市 増川	229-1	123に	41	山林	0.0961	広葉樹 スギ ヒノキ	60						
4	富士市 増川	229-3	123に	42	山林	0.0007	広葉樹 スギ ヒノキ	60						
5	富士市 増川	230			山林	0.0608			林小班 の一部					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	富士市増川	225	123	に	33	山林	0.1080	広葉樹、スギ、ヒノキ	60						
2	富士市増川	226	123	に	32	山林	0.2119	広葉樹、スギ、ヒノキ	60	林小班の一部					
3	富士市増川	229-1	123	に	41	山林	0.0961	広葉樹、スギ、ヒノキ	60						
4	富士市増川	229-3	123	に	42	山林	0.0007	広葉樹、スギ、ヒノキ	60						
5	富士市増川	230				山林	0.0608			林小班の一部					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-04	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地														
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)																		
番号	所在	地番	林班 林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考				
1	富士市 檜川	91	123 に	25	山林	0.1163	スギ	46	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに算定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>					
2	富士市 檜川	190	123 に	19	山林	0.1176	広葉樹	60										
3	富士市 檜川	207			山林	0.0968												
4	富士市 檜川	208			山林	0.0224												
5	富士市 檜川	209			山林	0.3788												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 増川	91	123	に	25	山林	0.1163	ササ、ヒノキ	46					
2	富士市 増川	190	123	に	19	山林	0.1176	広葉樹	60					
3	富士市 増川	207				山林	0.0968							
4	富士市 増川	208				山林	0.0224			林小班 の一部				
5	富士市 増川	209				山林	0.3788			林小班 の一部				
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにすること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-05	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正					(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市 檜川	265	123	に	61	山林	0.0323	1/A	61	林小班の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 <p>2. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 時期、相手方及び方法 <p>乙が甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	富士市 増川	265	123	に	61	山林	0.0323	ヒノ	61	林小班の一部					
2	富士市 増川	277				山林	0.0505								
3	富士市 増川	278				山林	0.0578								
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。


(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-08	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市 堀川	319	119	ほ	4	山林	0.1510	広葉樹 1, 7, 1	67	2021. 3. 1	6年 (2027. 3. 31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市 堀川	377	123	に	95	山林	0.0614	広葉樹 1, 7, 1	67						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 増川	319	119	ほ	4	山林	0.1510	広葉樹、ス ト、シタ	67					
2	富士市 増川	377	123	に	95	山林	0.0614	広葉樹、ス ト、シタ	67					
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														


- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-09	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考			
1	富士市 増川	119	124 か 31	山林	0.1153	広葉樹 スギ	57		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>				
2	富士市 増川	120-1	124 か 32	山林	0.1899	広葉樹 スギ	57	林小班の一部									
3	富士市 増川	120-3		山林	0.0060			林小班の一部									
4	富士市 増川	120-5		山林	0.0383												
5	富士市 増川	120-6		山林	0.0220												
6	富士市 増川	120-8		山林	0.0657												
7	富士市 増川	121		山林	0.0360												
8	富士市 増川	122-1		山林	0.0316												
9	富士市 増川	122-3		山林	0.0167												
10	富士市 増川	124-1		山林	0.0279												
11	富士市 増川	124-3		山林	0.0248												
12	富士市 増川	125-1		山林	0.0115												
13	富士市 増川	125-3		山林	0.0036												
14	富士市 江馬	422	123 へ 1	山林	0.3970	広葉樹 スギ	53										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 増川	119	124	か	31	山林	0.1153	広葉樹・スギ・ヒノキ	57					
2	富士市 増川	120-1	124	か	32	山林	0.1899	広葉樹・スギ・ヒノキ	57	林小班の一部				
3	富士市 増川	120-3				山林	0.0060							
4	富士市 増川	120-5				山林	0.0383			林小班の一部				
5	富士市 増川	120-6				山林	0.0220							
6	富士市 増川	120-8				山林	0.0657							
7	富士市 増川	121				山林	0.0360							
8	富士市 増川	122-1				山林	0.0316							
9	富士市 増川	122-3				山林	0.0167							
10	富士市 増川	124-1				山林	0.0279							
11	富士市 増川	124-3				山林	0.0248							
12	富士市 増川	125-1				山林	0.0115							
13	富士市 増川	125-3				山林	0.0036							
14	富士市 江尻	422	123	へ	1	山林	0.3970	スギ・ヒノキ	53					

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印
権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。


(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-10	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在	地番	林班 準林班 小班 地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなおお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 増川	138	124 林班	0.2238	トナ	59	林小班 の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定され る場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病虫害及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 <経営管理実施権が設定され ない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火 災、病虫害及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに算定できるように経営管理実施権者に 協力すること。 ・経営管理実施権が設定されない場合: 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	<経営管理実施 権が設定され る場合> 1. 時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな う。 2. 相手方及び 方法 経営管理実施 権者から甲に Dを支払うこ とし、支払 方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな う。 <経営管理実施 権が設定され ない場合> ・時期、相手 方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いが行わな い。	
2	富士市 増川	140-1	124 林班	0.0098	広葉樹	66							
3	富士市 増川	141-1	124 林班	0.2701	トナ	62							
4	富士市 増川	142	124 林班	0.0525	トナ	62							
5	富士市 増川	143	124 林班	0.0479	トナ	62							
6	富士市 増川	146-1	124 林班	0.0435	トナ	62							
7			124 林班		トナ	77							
8			124 林班		トナ	54							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	富士市増川	138	124	か	44	山林	0.2238	ヒノ	59	林小班の一部				
2	富士市増川	140-1	124	か	45	山林	0.0098	広葉樹	66					
3	富士市増川	141-1	124	か	40	山林	0.2701	ヒノ	62					
4	富士市増川	142	124	か	41	山林	0.0525	ヒノ	62					
5	富士市増川	143	124	か	48	山林	0.0479	ヒノ	62					
6	富士市増川	146-1	124	か	42	山林	0.0435	ヒノ	62					
7			124	か	43			ヒノ	77					
8			124	か	50			ヒノ	54					
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-11	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地													
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
番号	所在	地番	林班 林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考			
1	富士市 山度	141	119	ろ8	山林	0.2099	広葉樹	64	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>				
2	富士市 神谷	90-1	122	は82	山林	0.0618	広葉樹	56									
3	富士市 神谷	90			山林	0.0492											

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 山吹	141	119	ろ	8	山林	0.2099	広葉樹	64					
2	富士市 神谷	90-1	122	は	82	山林	0.0618	広葉樹	56					
3	富士市 神谷	90				山林	0.0492							

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-12	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地													
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除したなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考			
1	富士市 川原	156	119ろ	23 山林	0.2221	杉	67		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を委託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、混雑林における伐採等は適するなり生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、混雑林における伐採等は適するなり生物多様性に配慮する。</p> <p>乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除したなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき金銭の算定方法 甲に支払われるべき金銭額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を10%で算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 木材の販売収入の額は、実際に木材を販売した木材の収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、甲の利益が見込める額として算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 木材生産業務費は、(1)日、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、甲の利益が見込める額として算定する。</p> <p>4. 留意事項 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することを認める。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担する。ただし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けようとする必要を森林経営計画を甲乙共に策定できるように経営管理実施権者に協力を求める。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき金銭の算定方法 経営管理権に基づいて実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者が甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・ 時期、相手方及び方法 乙が甲に対して金銭の支払いを行わない。</p>				
2	富士市 川原	157	119ろ	24 山林	0.0846	杉	67										
3	富士市 川原	158			0.0287												
4	富士市 神谷	109	122は	91 山林	0.0027	杉	59										
5	富士市 神谷	110-1			0.0215												
6	富士市 神谷	110			0.1619												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市川原	156	119	ろ	23	山林	0.2221	シラカシ	67					
2	富士市川原	157	119	ろ	24	山林	0.0846	シラカシ	67					
3	富士市川原	158				山林	0.0287							
4	富士市神谷	109	122	は	91	山林	0.0027	シラカシ	59					
5	富士市神谷	110-1				山林	0.0215							
6	富士市神谷	110				山林	0.1619							
<p>この計画に同意する 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別筆とすること
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 か記載された書類を添付すること
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「()年」又は「()年()月()日」と記載すること

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-13	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考		
1	富士市 神谷	91	122	は	84	山林	0.0423	c/f	57	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 森林経営 <ul style="list-style-type: none"> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 <ul style="list-style-type: none"> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 <ul style="list-style-type: none"> ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 時期 <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期、相手方及び方法 <ul style="list-style-type: none"> 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。 		
2	富士市 神谷	102	122	は	87	山林	0.0072	c/f	55							
3	富士市 神谷	103-1	122	は	88	山林	0.0065	c/f	55							林小班の一部
4	富士市 神谷	103				山林	0.1368									
5	富士市 神谷	104				山林	0.0109									林小班の一部

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市 神谷	91	122	は	84	山林	0.0423	ヒノキ	57						
2	富士市 神谷	102	122	は	87	山林	0.0072	ヒノキ	55						
3	富士市 神谷	103-1	122	は	88	山林	0.0065	ヒノキ	55	林小班の一部					
4	富士市 神谷	103				山林	0.1368								
5	富士市 神谷	104				山林	0.0109			林小班の一部					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 名称 XXXXXXXXXX</p>															

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別表とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-14	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市水田町1丁目100番地												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市神谷	300	121	ろ	44	山林	0.0089	ヒノキ	57	林小班の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 森林経営 <ul style="list-style-type: none"> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 <ul style="list-style-type: none"> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 <ul style="list-style-type: none"> ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 時期 <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 <ul style="list-style-type: none"> 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期、相手方及び方法 <ul style="list-style-type: none"> 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市 神谷	300	121	ろ	44	山林	0.0089	ヒノキ	57	林小班の一部					
2	富士市 神谷	304				山林	0.4422								
3	富士市 神谷	305				山林	0.0007								
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-24	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地													
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
番号	所在	地番	林班 林小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考			
1	富士市 江尻	401	124 わ	49 山林	0.0337	サ・ヒノキ	57		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 	<p>・経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <p>・経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 				
2	富士市 江尻	402	124 わ	45 山林	0.3910	サ・ヒノキ	59										
3	富士市 江尻	403-1	124 わ	48 山林	0.4370	サ・ヒノキ	57	林小班の一部									
4	富士市 江尻	403-2	124 わ	48 山林	0.0040	サ・ヒノキ	57	林小班の一部									
5	富士市 江尻	404-1		山林	0.4998												
6	富士市 江尻	404-2		山林	0.0279												
7	富士市 江尻	405		山林	0.2023												
8	富士市 江尻	412		山林	0.0239												
9	富士市 江尻	417		山林	0.0042												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 江原	401	124	わ	49	山林	0.0337	スギ・ヒノキ	57					
2	富士市 江原	402	124	わ	45	山林	0.3910	スギ・ヒノキ	59					
3	富士市 江原	403-1	124	わ	48	山林	0.4370	スギ・ヒノキ	57					
4	富士市 江原	403-2	124	わ	48	山林	0.0040	スギ・ヒノキ	57					
5	富士市 江原	404-1				山林	0.4998							
6	富士市 江原	404-2				山林	0.0279							
7	富士市 江原	405				山林	0.2023							
8	富士市 江原	412				山林	0.0239							
9	富士市 江原	417				山林	0.0042							
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 名称</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにすること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-25	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市神谷	55	122	に	32	山林	0.0509	ヒノキ	63	林小班の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、混交林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、混交林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市増川	325	123	に	51	山林	0.0588	ヒノキ	64							
3	富士市増川	326				山林	0.0925									
4	富士市増川	284	123	に	73	山林	0.1213	ヒノキ	57	林小班の一部						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	富士市 神谷	55	122	に	32	山林	0.0509	トナリ	63	林小班の一部					
2	富士市 増川	325	123	に	51	山林	0.0588	トナリ	64						
3	富士市 増川	326				山林	0.0925								
4	富士市 増川	284	123	に	73	山林	0.1213	トナリ	57	林小班の一部					
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号		S2-26		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地		
整理番号		S2-26		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考
1	富士市 出帆	121	120	は	42	山林	0.1090	広葉樹 4.24	65	
<p>経営管理権の始期 2021.3.1</p> <p>経営管理権の存続期間(終期) 6年 (2027.3.31)</p> <p>経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)</p> <p>本材の販売による収入から本材生産等に要する経費を控除したなお取益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <p>備考</p>										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 川尻	121	120	は	42	山林	0.1090	広葉樹 ナラ	65					
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印										権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称				

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別項とすること

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めが旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、「実測面積を()」書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「()年」又は「()年()月()日」まで上記記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-27	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 神谷	349-1	119は	3 山林	4.3038	広葉樹	62		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 神谷	350	119は	4 山林	0.0224	広葉樹	67	林小班の一部						
3	富士市 神谷	353-1	119は	5 山林	1.4026	広葉樹	62							
4	富士市 神谷	354-1	119は	1 山林	0.2845	広葉樹	62							
5	富士市 神谷	357-1	119に	1 山林	0.3230	広葉樹	62							
6	富士市 神谷	360-1	119は	2 山林	0.7211	広葉樹	62							
7			119に	3 山林		広葉樹	67							
8			119に	5 山林		広葉樹	67							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 神谷	349-1	119	は	3	山林	4.3038	広葉樹	62	林小班の一部				
2	富士市 神谷	350	119	は	4	山林	0.0224	ヒノキ	67					
3	富士市 神谷	353-1	119	は	5	山林	1.4026	ヒノキ	62					
4	富士市 神谷	354-1	119	は	1	山林	0.2845	ヒノキ・ヒノキ	62					
5	富士市 神谷	357-1	119	に	1	山林	0.3230	ヒノキ	62					
6	富士市 神谷	360-1	119	は	2	山林	0.7211	ヒノキ	62					
7			119	に	3			ヒノキ	67					
8			119	に	5			ヒノキ	67					
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地</p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにすること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-28	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称)	(所在地)											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長 小長井 義正	静岡県富士市永田町1丁目100番地											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市 神宮	312	121	ろ	53	山林	0.1487	ハ	51	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	富士市 神宮	314				山林	0.0009								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 神谷	312	121	ろ	53	山林	0.487	シラカシ	51					
2	富士市 神谷	314				山林	0.0009							
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-29	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 増川	379-2	119	ほ8	山林	1.7851	シナ	68	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 増川	379-2	119	ほ	8	山林	1.7851	シナ	68					
2			119	ほ	7			シナ	65					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-30	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市 江島	394	124	わ	36	山林	0.0449	ヒノキ	58		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 江島	395	124	わ	40	山林	0.1358	ヒノキ	58							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 江尾	394	124	わ	36	山林	0.0449	ヒノ	58					
2	富士市 江尾	395	124	わ	40	山林	0.1358	ヒノ	58					
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-31	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市 江尾	332	124	を 36	山林	0.1193	広葉樹	64		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市 江尾	333	124	を 35	山林	0.2533	広葉樹	67							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 江尾	332	124	を	36	山林	0.1193	広葉樹	64					
2	富士市 江尾	333	124	を	35	山林	0.2538	広葉樹	67					

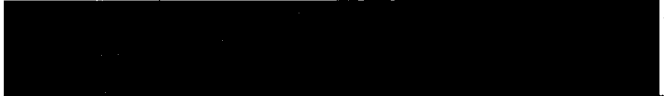
この計画に同意する。	権利の設定を受ける市町村 (乙)	所在地	(同上)	名称	富士市長 小長井 義正	印
	権利を設定する森林の森林所有者 (甲)	住所又は所在地	(同上)	氏名又は名称	[Redacted]	

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-32	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 川原	153	119 ろ	20 山林	0.1368	ナ	67		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 川原	153	119	ろ	20	山林	0.1368	杉*	67					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-34	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 富士市長 小長井 義正	(名称)					(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地							
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班	準林班	小地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市 神谷	105-1	122	は	189	0.0593	シト	55		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	富士市 神谷	105				0.1208									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 神谷	105-1	122	は	89	山林	0.0593	杉/松					
2	富士市 神谷	105				山林	0.1208						
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 </p>													

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにすること。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-35	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除したなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市 檜川	109-1	124	か	8	山林	0.1448	広葉樹 17/1	56						
2	富士市 檜川	109-3	124	か	7	山林	0.0318	17/1	63						
3	富士市 檜川	110				山林	0.0452								
<p>林小班の一部 林小班の一部</p>									2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 乙が決定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 乙が決定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 乙が決定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、準雑林における伐採等は撿えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>乙は、存続期間中に開伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、準雑林における伐採等は撿えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金等から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を5割で算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 木材の販売収入の額は、実際に木材を販売し得た収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額で1割算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 木材生産業務費は、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額で1割算定する。</p> <p>4. 留意事項 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することがある。</p> <p>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することがある。</p> <p>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合、経営管理実施権者がその差額分を負担する。ただし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>甲及び乙は、補助金の適用を受けようとする必要な森林経営計画を連立方式で策定する上、経営管理実施権者に協力する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する開伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙が甲に対して金銭の支払いはない。</p>		

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市増川	109-1	124	か	8	山林	0.1448	広葉樹 ^ス ナラ	56					
2	富士市増川	109-3	124	か	7	山林	0.0318	ナラ	63	林小班の一部				
3	富士市増川	110				山林	0.0452			林小班の一部				
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別筆とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、() 年) 又は()年()月()日)まで、と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-37	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市 神谷	67	122	は	68	山林	0.0618	シナ	55	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 神谷	68			山林	0.0310									
3	富士市 神谷	69			山林	0.0221									
4	富士市 神谷	70			山林	0.0039									
5	富士市 神谷	71			山林	0.2304									
6	富士市 神谷	72			山林	0.0076									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 神谷	67	122	は	68	山林	0.0618	ヒノキ	55	林小班 の一部 林小班 の一部				
2	富士市 神谷	68				山林	0.0310							
3	富士市 神谷	69				山林	0.0221							
4	富士市 神谷	70				山林	0.0039							
5	富士市 神谷	71				山林	0.2304							
6	富士市 神谷	72				山林	0.0076							
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。


(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-40	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小島井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 以東	369	124 わ	27	山林	広葉樹、ス ギ、ヒノキ	63		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡によりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市 以東	370	124 わ	23	山林	広葉樹、ス ギ、ヒノキ	63							
3	富士市 以東	371			山林									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市 江馬	369	124	わ	27	山林	0.0218	広葉樹.ス キ.ヒ/キ	63						
2	富士市 江馬	370	124	わ	23	山林	0.0823	広葉樹.ス キ.ヒ/キ	63						
3	富士市 江馬	371				山林	0.0152								
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 名称 </p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。


(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-41	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市 江麗	384-1	124	わ	15	山林	0.1474	24	64	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市 江麗	384-2	124	わ	17	山林	0.1176	24	64						
3	富士市 江麗	386	124	わ	16	山林	0.0102	24	59						
4	富士市 江麗	387	124	わ	12	山林	0.0813	24	64						
5	富士市 江麗	388	124	わ	13	山林	0.0072	24	64						
6	富士市 江麗	389				山林	0.0869		64						


乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市江尻	384-1	124	わ	15	山林	0.1474	スギ	64					
2	富士市江尻	384-2	124	わ	17	山林	0.1176	ヒノキ	64					
3	富士市江尻	386	124	わ	16	山林	0.0102	ヒノキ	59					
4	富士市江尻	387	124	わ	12	山林	0.0813	ヒノキ	64					
5	富士市江尻	388	124	わ	13	山林	0.0072	ヒノキ	64					
6	富士市江尻	389				山林	0.0869			林小班の一部				
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は  所在地 名称</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-42	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班 林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考		
1	富士市 増川	97-2	123	に	31	山林	0.0188	広葉樹 ナ キ、ヒノキ	66		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、混雑林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、混雑林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 増川	97-2	123	に	31	山林	0.0188	広葉樹、ス ギ、ヒノキ	66					
2	富士市 増川	231				山林	0.0680							
3	富士市 増川	232				山林	0.0697							
4	富士市 増川	233				山林	0.0099							
5	富士市 増川	234				山林	0.0290							
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-44	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 江原	424	123	へ3	山林	0.0773	※		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を止回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	
2	富士市 江原	425			山林	0.0525								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 江尾	424	123		3	山林	0.0773	サ	67					
2	富士市 江尾	425				山林	0.0525							

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにすること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-47	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
番号	所在	地番	林班 澤林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考			
1	富士市 江麗	367	124 わ	22 山林	0.1200	トナ	35		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>				
2	富士市 江麗	368	124 わ	41 山林	0.0548	トナ	54										
3	富士市 江麗	392	124 わ	46 山林	0.0449	トナ	31										
4	富士市 江麗	393	124 わ	43 山林	0.3745	トナ	54										
5	富士市 江麗	397	124 わ	42-1 山林	0.0185	トナ	31										
6	富士市 江麗	398	124 わ	47 山林	0.0330	トナ	54										
7	富士市 江麗	399	124 わ	28 山林	0.0152	トナ	54										
8	富士市 江麗	400	124 わ	42 山林	0.0082	トナ	54										
9	富士市 江麗	423	123 へ	7 山林	0.5325	トナ	54										
10	富士市 江麗	429	123 へ	2 山林	0.0634	トナ	54										
11	富士市 江麗	430			0.3590												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 江原	367	124	わ	22	山林	0.1200	シ/ク	35					
2	富士市 江原	368	124	わ	41	山林	0.0548	広葉樹	54					
3	富士市 江原	392	124	わ	46	山林	0.0449	シ/ク	31					
4	富士市 江原	393	124	わ	43	山林	0.3745	シ/ク	54					
5	富士市 江原	397	124	わ	42-1	山林	0.0185	シ/ク	31					
6	富士市 江原	398	124	わ	47	山林	0.0330	シ/ク	54					
7	富士市 江原	399	124	わ	28	山林	0.0152	シ/ク	54					
8	富士市 江原	400	124	わ	42	山林	0.0082	シ/ク	54					
9	富士市 江原	423	123	へ	7	山林	0.5325	シ/ク	54					
10	富士市 江原	429	123	へ	2	山林	0.0634	シ/ク	54					
11	富士市 江原	430				山林	0.3590							

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者のが記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-48	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)															
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市 神谷	57	122	は	61	山林	0.0552	トナ	67	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 <p>2. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期</p> <p>木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 時期、相手方及び方法 <p>乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市 神谷	301	121	ろ	49	山林	0.0066	トナ	65						
3	富士市 神谷	302				山林	0.1090								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類
1	富士市 神谷	57	122	は	61	山林	0.0552	ヒノキ	67					
2	富士市 神谷	301	121	ろ	49	山林	0.0066	ヒノキ	65					
3	富士市 神谷	302				山林	0.1090							


この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号		S2-49		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)				(名称) 富士市長 小長井 義正				(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
整理番号		S2-49		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	標準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市川尻	169-1	118	い	6	山林	0.0581	ヒノキ	58		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市川尻	169	119	ろ	35	山林	0.1056	ヒノキ	62							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 川原	169-1	118	い	6	山林	0.0581	ヒノキ	58					
2	富士市 川原	169	119	ろ	35	山林	0.1056	ヒノキ	62					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 所在地 名称 </p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号		S2-50		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)		
				経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		[Redacted]		[Redacted]		
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)										
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考
1	富士市川原	111	120	は	18	山林	0.3000	トナ	56	
2			120	は	19			トナ	56	
<p>経営管理権の初期: 2021.3.1</p> <p>経営管理権の存続期間(終期)(B): 6年(2027.3.31)</p> <p>経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C):</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p> <p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 川原	111	120	は	18	山林	0.3000	シ/キ	56					
2			120	は	19				56					
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 名称 XXXXXXXXXX</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-51	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 以降	338	124 を	42 山林	0.2221	サ	59		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 法興	338	124	を	42	山林	0.2221	サト	59					
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上)</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 所在地</p>										名称	富士市長 小長井 義正	印		

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番	S2-53	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市川尻	117	120	は	31	山林	0.1428	広葉樹	65		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 川原	117	120	は	31	山林	0.1428	広葉樹	65					
2	富士市 川原	126	120	は	30	山林	0.5325	広葉樹	65					
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印										権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称				

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-54	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)													
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		富士市長 小長井 善正		静岡県富士市永田町1丁目100番地													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
1	富士市神宮	316	121	ろ	52	山林	0.1127	ス/シ/ク/広葉樹	59	林小班の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 ・森林管理 <ul style="list-style-type: none"> ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 ・森林施業 <ul style="list-style-type: none"> ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 時期 <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期、相手方及び方法 <ul style="list-style-type: none"> 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 				
2	富士市神宮	317	121	ろ	67	山林	0.0029	ス/シ/ク/広葉樹	59										
3	富士市神宮	320				山林	0.0313												
4	富士市神宮	321				山林	0.0382												
5	富士市神宮	322				山林	0.0195												

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 神谷	316	121	ろ	52	山林	0.1127	スギ、ヒノキ、 広葉樹	59	林小班 の一部				
2	富士市 神谷	317	121	ろ	67	山林	0.0029	スギ、ヒノキ、 広葉樹	59					
3	富士市 神谷	320				山林	0.0313							
4	富士市 神谷	321				山林	0.0382							
5	富士市 神谷	322				山林	0.0195							
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-55	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 神谷	63	122	は	66	山林	0.0309	広葉樹 〇	68	2021.3.1 6年 (2027.3.31)	・経営管理実施権が設定される場合 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ・経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 神谷	64	122	は	74	山林	0.1781	広葉樹 〇	70					
3	富士市 神谷	73	122	は	77	山林	0.1284	広葉樹 〇	69					
4	富士市 神谷	75	122	は	72	山林	0.0115	広葉樹 〇	58					
5	富士市 神谷	76	122	は	69	山林	0.0059	広葉樹 〇	69					
6	富士市 神谷	77	122	は	67	山林	0.0340	広葉樹 〇	68					
7	富士市 神谷	78	122	は	71	山林	0.2042	広葉樹 〇	59					
8	富士市 神谷	79	122	は	63	山林	0.0320	広葉樹 〇	55					
9	富士市 神谷	80				山林	0.1021							
10	富士市 神谷	81				山林	0.0548							
11	富士市 神谷	84				山林	0.1732							
12	富士市 神谷	299				山林	0.1233							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 神谷	63	122	は	66	山林	0.0809	広葉樹、 コナラ	68					
2	富士市 神谷	64	122	は	74	山林	0.1781	広葉樹、 コナラ	70					
3	富士市 神谷	73	122	は	77	山林	0.1284	広葉樹、 コナラ	69					
4	富士市 神谷	75	122	は	72	山林	0.0115	広葉樹、 コナラ	58					
5	富士市 神谷	76	122	は	69	山林	0.0059	広葉樹、 コナラ	69					
6	富士市 神谷	77	122	は	67	山林	0.0340	広葉樹、 コナラ	68					
7	富士市 神谷	78	122	は	71	山林	0.2042	広葉樹、 コナラ	59					
8	富士市 神谷	79	122	は	63	山林	0.0320	広葉樹、 コナラ	55					
9	富士市 神谷	80				山林	0.1021							
10	富士市 神谷	81				山林	0.0548							
11	富士市 神谷	84				山林	0.1732							
12	富士市 神谷	299				山林	0.1233							

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上)	名称 富士市長 小長井 義正	印	氏名又は名称 XXXXXXXXXX
権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上)			

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

I 個別事項

整理番号	S2-56	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市 増川	248	123	に	50	山林	0.067	ナナ	60	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市 増川	249-1				山林	0.0453								
3	富士市 増川	249-3				山林	0.0577								
4	富士市 増川	250				山林	0.0006								
5	富士市 増川	251				山林	0.0155								
6	富士市 増川	252				山林	0.0029								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 豊川	248	123	に	50	山林	0.1067	ヒノキ	60					
2	富士市 豊川	249-1				山林	0.0453							
3	富士市 豊川	249-3				山林	0.0577							
4	富士市 豊川	250				山林	0.0006							
5	富士市 豊山	251				山林	0.0155							
6	富士市 豊川	252				山林	0.0029							
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 所在地</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-57	経営管理権の設定を受ける市町村		(名称)		(所在地)								
		村(乙)	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	富士市長	小長井 義正	静岡県富士市永田町1丁目100番地								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合には甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)						現況樹種	現況林齢
1	富士市檜川	262-1	123	に	58	山林	0.0225	杉	60	林小班の一部	<p>2021.3.1</p> <p>6年 (2027.3.31)</p> <p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する</p> <p>2. 森林管理 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、混交林における伐採等調整するなど生物多様性に配慮する</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、混交林における伐採等調整するなど生物多様性に配慮する</p> <p>乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を10%で算定する</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額は、(1)は、実際に木材を販売し、得た収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案し、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>留意事項 ・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することとなる</p> <p>経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することとなる</p> <p>木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を事前に策定し、甲に経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づいて実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益10%の額とする</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに10日間以内となる。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲に自ら支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 こちらから甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市檜川	262-2	123	に	64	山林	0.0763	杉	60	林小班の一部				
3	富士市檜川	262				山林	0.1740							
4	富士市檜川	263				山林	0.1126							
5	富士市檜川	264				山林	0.1461							
6	富士市檜川	267				山林	0.0664							
7	富士市檜川	276				山林	0.0204							
8	富士市檜川	280				山林	0.0109							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市増川	262-1	123		58	山林	0.0225	シホ	60	林小班の一部				
2	富士市増川	262-2	123		64	山林	0.0763	シホ	60					
3	富士市増川	262				山林	0.1740							
4	富士市増川	263				山林	0.1126							
5	富士市増川	264				山林	0.1461							
6	富士市増川	267				山林	0.0664							
7	富士市増川	276				山林	0.0204							
8	富士市増川	280				山林	0.0109							
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別筆とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「()年」又は「()年()月()日」までと記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-58	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 増川	313	123に	89	山林	0.0102	トナ	62	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 増川	314	123に	90	山林	0.0267	トナ	62						
3	富士市 増川	315-1	123に	88	山林	0.0803	トナ	54						
4	富士市 増川	315-2	123ほ	1	山林	0.0880	トナ	62						
5	富士市 増川	315-5	123に	94	山林	0.0398	トナ	57						
6	富士市 増川	317-1	123に	92	山林	0.7612	トナ	57						
7	富士市 増川	317-5	123ほ	2	山林	0.0039	トナ	57						
8	富士市 増川	318			山林	0.1133								
9	富士市 増川	376			山林	0.0119								
10	富士市 江原	413-1			山林	0.0844								
11	富士市 江原	414-1			山林	0.2782								
12	富士市 江原	414-2			山林	0.0226								
13	富士市 江原	415			山林	0.3500								
14	富士市 江原	418			山林	0.0505								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	澤林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 増川	313	123	に	89	山林	0.0102	ヒノキ	62					
2	富士市 増川	314	123	に	90	山林	0.0267	ヒノキ	62					
3	富士市 増川	315-1	123	に	88	山林	0.0803	ヒノキ	54					
4	富士市 増川	315-2	123	ほ	1	山林	0.0880	ヒノキ	62					
5	富士市 増川	315-5	123	に	94	山林	0.0398	ヒノキ	57	林小班の一部				
6	富士市 増川	317-1	123	に	92	山林	0.7612	ヒノキ	57	林小班の一部				
7	富士市 増川	317-5	123	ほ	2	山林	0.0039	ヒノキ	57					
8	富士市 増川	318				山林	0.1133							
9	富士市 増川	376				山林	0.0119							
10	富士市 江藤	413-1				山林	0.0844							
11	富士市 江藤	414-1				山林	0.2782							
12	富士市 江藤	414-2				山林	0.0226							
13	富士市 江藤	415				山林	0.3500							
14	富士市 江藤	418				山林	0.0505							
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-60	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地 (住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)		経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考
1	富士市 川原	144	119 ろ	11 山林	0.1943	杉	67	
					2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合、</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合、</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考		
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類	同意印
1	富士市 川原	144	119	ろ	11	山林	0.1943	ヒノキ	67						

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにすること。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-61	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 神谷	281	121 ろ	41 山林	0.0954	杉	55		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、産林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、産林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	富士市 神谷	281	121	ろ	41	山林	0.0954	杉	55						
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 所在地 名称</p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別築とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-62	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正					(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1 2	富士市 掛川	321	122	に	35	山林	0.6700	ササ	59		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 増川	321	122	に	35	山林	0.6700	スギ・ヒノキ	59					
2			122	に	36			広葉樹	67					
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

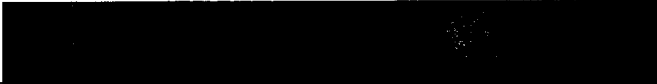
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-63	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 林班 小班 地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市 神谷	341	121 ろ	58 山林	0.1708	広葉樹	56		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	富士市 神谷	342		山林	0.0896									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 神谷	341	121	ろ	58	山林	0.1708	広葉樹	56					
2	富士市 神谷	342				山林	0.0896							

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-64	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		経営管理権の設定を受ける森林(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 川原	162	119 ろ	29 山林	0.3176	スギ 広葉樹	66		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対しては行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市川原	162	119	ろ	29	山林	0.3176	林. 2/1. 広葉樹	66					
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

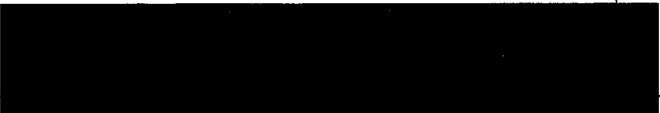
経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-65	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正					(所在地) 静岡県富士市永原町1丁目100番地								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市川尻	136	119	ろ	2	山林	0.0852	広葉樹	58		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 川尻	136	119	ろ	2	山林	0.0852	広葉樹	58					
2	富士市 神谷	351				山林	0.0952							

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 


- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-66	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中東	108	119	い	7	山林	0.1180	イ	62		<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 中東	109	119	い	8	山林	0.0320	イ	62					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 中里	108	119	い	7	山林	0.1180	トナリ	62					
2	富士市 中里	109	119	い	8	山林	0.0320	トナリ	62					

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

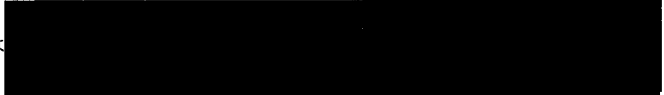
- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-67	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 神谷	82	122	は	73	山林			2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に開伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する開伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市 神谷	83			0.1381	99	0							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 神谷	82	122	は	73	山林	0.1381	サ	0					
2	富士市 神谷	83				山林	0.0892							

この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印	権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 
--	---

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-68	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富上市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市水田町1丁目100番地												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班 準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除したなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市 増川	136-1	124	か	39	山林	0.3235	シラカシ		62		経営管理実施権が設定される場合 ・乙が決定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が決定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が決定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、混交林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、混交林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を10%と算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られる収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することがある。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することがある。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	経営管理実施権が設定されない場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。	
2	富士市 増川	136-3	124	か	38	山林	0.0447	シラカシ		62						
3	富士市 増川	137	124	か	35	山林	0.2978	シラカシ		62						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 増川	136-1	124	か	39	山林	0.3235	シト	62					
2	富士市 増川	136-3	124	か	38	山林	0.0447	シト	62					
3	富士市 増川	137	124	か	35	山林	0.2978	シト	62					
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別筆とする。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者との記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「(○年)又は(○年)の(○月○日)まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号		S2-71		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)				(名称) 富士市長 小長井 義正				(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地						
整理番号		S2-71		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)				(名称) 富士市長 小長井 義正				(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																		
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
1	富士市増川	101	124	か	36	山林	0.0965	トナリ	57		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 森林経営 <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 木材の販売収入の額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 木材生産業務費の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ol style="list-style-type: none"> 時期 <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 相手方及び方法 <ul style="list-style-type: none"> 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 時期、相手方及び方法 <ul style="list-style-type: none"> 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 			
2	富士市増川	102	124	か	34	山林	0.1170	トナリ	57									
3	富士市増川	103	124	か	26	山林	0.0280	トナリ	68									
4	富士市増川	104	124	か	33	山林	0.0333	トナリ	57									
5	富士市増川	105	124	か	21	山林	0.0677	トナリ	57									
6	富士市増川	106-1	124	か	28	山林	0.1008	トナリ	68									
7	富士市増川	128	124	か	22	山林	0.0079	トナリ	62									
8	富士市増川	129-1	123	に	59	山林	0.1291	トナリ	70									
9	富士市増川	129-3	123	に	49	山林	0.2792	トナリ	72									
10	富士市増川	129-5				山林	0.0177											
11	富士市増川	130-1				山林	0.1343											
12	富士市増川	130-3				山林	0.0340											
13	富士市増川	131				山林	0.1596											
14	富士市増川	132				山林	0.1709											
15	富士市増川	133-1				山林	0.0894											
16	富士市増川	242				山林	0.0155											
17	富士市増川	243				山林	0.1781											

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 増川	101	124	か	36	山林	0.0965	ヒノキ	57					
2	富士市 増川	102	124	か	34	山林	0.1170	ヒノキ	57					
3	富士市 増川	103	124	か	26	山林	0.0280	ヒノキ	68					
4	富士市 増川	104	124	か	33	山林	0.0333	ヒノキ	57					
5	富士市 増川	105	124	か	21	山林	0.0677	ヒノキ	57					
6	富士市 増川	106-1	124	か	28	山林	0.1008	ヒノキ	68					
7	富士市 増川	128	124	か	22	山林	0.0079	ヒノキ	62					
8	富士市 増山	129-1	123	に	59	山林	0.1291	ヒノキ	70					
9	富士市 増川	129-3	123	に	49	山林	0.2792	ヒノキ	72					
10	富士市 増川	129-5				山林	0.0177							
11	富士市 増川	130-1				山林	0.1343							
12	富士市 増川	130-3				山林	0.0340							
13	富士市 増川	131				山林	0.1596							
14	富士市 増川	132				山林	0.1709							
15	富士市 増川	133-1				山林	0.0894							
16	富士市 増川	242				山林	0.0155							
17	富士市 増川	243				山林	0.1781							
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-72	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 増川	320	124	か	56	山林	0.0985	シト	57		<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市 江尻	411	119	ほ	3	山林	0.0380	シト	40	林小班の一部				

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 増川	320	124	か	56	山林	0.0985	ヒノキ	57					
2	富士市 江原	411	119	ほ	3	山林	0.0380	ヒノキ	40	林小班の一部				
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-73	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 神谷	308	121ろ	47	山林	0.0353	シナ	59	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、混雑林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、混雑林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	・経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から、木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 神谷	309	121ろ	48	山林	0.0466	シナ	52						

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)								経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考		
番号	所在	地番	林班	準林班	小地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類	同意印
1	富士市 神谷	308	121	ろ	47	山林	0.0353	ヒノキ	59					
2	富士市 神谷	309	121	ろ	48	山林	0.0466	ヒノキ	52					
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 名称</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)										
S2-74		静岡市清水区		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市江原	337	124	を	40	山林	0.0806	サトウ	58		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 江尾	337	124	を	40	山林	0.0806	サ・ヒノキ	58					
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-75	(名称) 経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地													
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の初期	経営管理権の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市 神谷	287	121	ろ	42	山林	0.0191	ヒノキ	56		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>〈経営管理実施権が設定される場合〉</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりこなう。</p> <p>〈経営管理実施権が設定されない場合〉</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市 神谷	288				山林	0.1854									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 神谷	287	121	ろ	42	山林	0.0191	ヒノキ	56					
2	富士市 神谷	288				山林	0.1854							
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 名称 XXXXXXXXXX</p>														

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-76	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 掛川	388-1	119 ほ	19 山林	0.0616	サシノ	67		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 堤川	388-1	119	ほ	19	山林	0.0616	スギ・ヒノキ	67					
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印										権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称				

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-77	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 川原	120	120 は	25 山林	0.4714	広葉樹	67		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 川原	120	120	は	25	山林	0.4714	広葉樹	67					
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号		S2-79		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)				(名称) 富士市長 小長井 義正				(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市川原	110	120	は	18	山林	0.0191	ヒノキ	56		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施にあたっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市神谷	285	121	ろ	42	山林	0.0638	ヒノキ	56							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市川尻	110	120	は	18	山林	0.0191	ヒノキ	56						
2	富士市神谷	285	121	ろ	42	山林	0.0638	ヒノキ	56						
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-81	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地																
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)																		
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																				
番号	所在	地番	林班 準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考					
1	富士市 神谷	119	122	は	100	山林	0.2928	広葉樹 1, L14	70		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。				
2	富士市 神谷	120			山林	0.0059														
3	富士市 神谷	323	121	ろ	51	山林	0.0808	広葉樹	5											
4	富士市 神谷	324				山林	0.1247													
5	富士市 神谷	325				山林	0.1102													

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)					
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	富士市 神谷	119	122	は	100	山林	0.2928	広葉樹、スギ、ヒノキ	70						
2	富士市 神谷	120				山林	0.0059								
3	富士市 神谷	323	121	ろ	51	山林	0.0808	広葉樹	5						
4	富士市 神谷	324				山林	0.1247								
5	富士市 神谷	325				山林	0.1102								
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。


(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-82	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 神谷	297	121	ろ	45	山林	0.3249	トナ	52					
2	富士市 神谷	298				山林	0.0981							
<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>														

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 神谷	297	121	ろ	45	山林	0.3249	ヒノキ	52					
2	富士市 神谷	298				山林	0.0981							
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 所在地 名称 </p>														


- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-83	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市 中里	114	119	ろ	18	山林	0.0320	シト	64		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市 川尻	151				山林	0.3537									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 中里	114	119	ろ	18	山林	0.0320	ヒノキ	64					
2	富士市 川原	151				山林	0.3537							

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-84	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 林班頭	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除したなお収益がある場合について甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 増川	382	119	ほ	12	山林	0.0730	い	66	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	・経営管理実施権が設定される場合 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・経営管理実施権が設定されない場合 ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	・経営管理実施権が設定される場合 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を10%と算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売した日または収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いづれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いづれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回った場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画をあらかじめ策定できるように経営管理実施権者に協力する。	・経営管理実施権が設定されない場合 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	・経営管理実施権が設定されない場合 ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。
2	富士市 増川	383				山林	0.0515								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 増川	382	119	ほ	12	山林	0.0730	杉	66	林小班の一部				
2	富士市 増川	383				山林	0.0515							
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>														

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別筆とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を()書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇日」までと記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-85	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称) 富七市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地						
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)														
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富土市 増川	340	122		19	山林	0.0879	広葉樹、スダシバ	67	林小班の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	富士市 増川	340	122	に	19	山林	0.0879	広葉樹、スギ、ヒノキ	67	林小班の一部				
2	富士市 増川	341				山林	0.0499							
3	富士市 増川	342				山林	0.0307							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-86	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 神谷	352	119 は	1 山林	0.0366	ナラ	62	林小班 の一部	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定され る場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 <経営管理実施権が設定され ない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上すること ができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担す るものとする。	<経営管理実施 権が設定され る場合> 1. 時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな う。 2. 相手方及び 方法 経営管理実施 権者から甲に Dを支払うこ ととし、支払 方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな う。 <経営管理実施 権が設定され ない場合> ・時期、相手 方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな い。	
2	富士市 樽川	281	123 に	71 山林	0.2638	広葉樹	67							
3	富士市 樽川	283	123 に	72 山林	0.0142	ナラ	62							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市 神谷	352	119	は	1	山林	0.0366	スギ・ヒノキ	62	林小班の一部					
2	富士市 堀川	281	123	に	71	山林	0.2638	広葉樹	67						
3	富士市 堀川	283	123	に	72	山林	0.0142	ヒノキ	62						
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 XXXXXXXXXX</p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-87	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市 増川	389-1-1	119	ほ	20	山林	0.0091	スギ ヒノキ	67	2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 	
2	富士市 増川	389-1	119	に	12	山林	0.0263	ヒノキ	64						
3	富士市 増川	389-2				山林	0.0204								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 埴川	389-1-1	119	ほ	20	山林	0.0091	スギ、ヒノキ	67					
2	富士市 埴川	389-1	119	に	12	山林	0.0263	ヒノキ	64					
3	富士市 埴川	389-2				山林	0.0204							

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

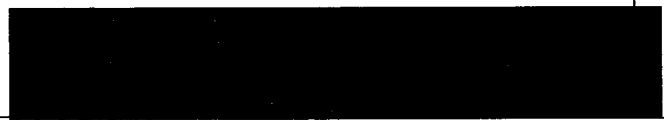
所在地 (同上)

名称 富士市長 小長井 義正

印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上)

氏名又は名称



- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者のが記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-88	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富上市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考		
1	富士市 増川	182	123	に	8	山林	0.2971	広葉樹、ス ト、ヒメ	69		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市 増川	183				山林	0.0469									

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市 増川	182	123		8	山林	0.2971	広葉樹、 ² *1. C/F*	69						
2	富士市 増川	183				山林	0.0469								
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は XXXXXXXXXX 所在地 名称</p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-89	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 富士市長 小長井 義正	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地											
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)															
番号	所在	地番	林班 林班 小班	準林班 地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権の 初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	富士市 堀川	153-1	123	に	17	山林	0.0364			2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間代等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いが行わない。</p>	
2	富士市 堀川	203				山林	0.0651								
3	富士市 堀川	204				山林	0.0148								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考		
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		権原の種類	同意印
1	富士市増川	153-1	123		17	山林	0.0364	広葉樹.A 針. E/F	64						
2	富士市増川	203				山林	0.0651								
3	富士市増川	204				山林	0.0148								
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 名称 XXXXXXXXXX</p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
S2-92		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		富士市長 小長井 義正		静岡県富士市永田町1丁目100番地											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	富士市 増川	195-1	123	に	12	山林	0.1035	ナラ	ナラ	62		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 増川	195-3				山林	0.0751										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)						
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
1	富士市 堀川	195-1	123	に	12	山林	0.1035	ナナハチ	62						
2	富士市 堀川	195-3				山林	0.0751								
<p>この計画に同意する。</p> <p>権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 所在地 名称</p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-93	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 富士市長 小長井 義正	(名称)					(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)															
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)												経営管理権の初期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考							
1	富士市 堀川	348	122	に	15	山林	0.0743	広葉樹	66		3021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 森林経営 <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用開伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 <ul style="list-style-type: none"> 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 <ul style="list-style-type: none"> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。 	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 時期 <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 <ul style="list-style-type: none"> 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時期、相手方及び方法 <ul style="list-style-type: none"> 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。 		
2	富士市 堀川	349				山林	0.2806										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市 地川	348	122	に	15	山林	0.0743	広葉樹、スギ、ヒノキ	66						
2	富士市 地川	349				山林	0.2806								
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称</p>															

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-95	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)											
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)													
番号	所在	地番	林班 準林班 小班 地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 中野	113	119 い 11 山林	1.0704	杉	64		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	
2	富士市 川尻	149	119 ろ 19 山林	0.2776	杉	67							
3	富士市 川尻	152	119 ろ 16 山林	0.1970	杉	64							
4	富士市 神谷	113	122 は 94 山林	0.2899	杉	57							
5	富士市 神谷	280	121 ろ 40 山林	0.6702	杉	55							
6	富士市 神谷	282	121 ろ 39 山林	0.0034	杉	59							
7	富士市 神谷	284	121 ろ 42 山林	0.1719	杉	56							
8	富士市 神谷	286	121 ろ 36 山林	0.3549	杉	67							

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 中庭	113	119	い	11	山林	1.0704	ヒノ	64					
2	富士市 川尻	149	119	ろ	19	山林	0.2776	ヒノ	67					
3	富士市 川尻	152	119	ろ	16	山林	0.1970	ヒノ	64					
4	富士市 神谷	113	122	は	94	山林	0.2899	ヒノ	57					
5	富士市 神谷	280	121	ろ	40	山林	0.6702	ヒノ	55					
6	富士市 神谷	282	121	ろ	39	山林	0.0034	ヒノ	59					
7	富士市 神谷	284	121	ろ	42	山林	0.1719	ヒノ	56					
8	富士市 神谷	286	121	ろ	36	山林	0.3549	ヒノ	67					
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上)										名称	富士市長 小長井 義正	印		
権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上)										氏名又は名称				

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号		S2-96		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市木田町1丁目100番地							
番号		所在		地番		林班		小班		地目		面積 (ha)		現況樹種		備考		
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)													経営管理権の初期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市 283	283	121	ろ	41	山林	0	0324	雑木	55		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 森林経営 乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>経営管理実施権が設定される場合</p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに決まらう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p>経営管理実施権が設定されない場合</p> <p>時期、相手方及び方法 乙から甲に対しては行わない。</p>		

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号		S2-97		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)						(名称)				富士市長 小長井 義正		(所在地)		静岡県富士市永田町1丁目100番地			
番号		所在		地番		林班		小班		地目		面積 (ha)		現況樹種		現況林齢		備考			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)																					
1		富士市 増川		337		122		に		23		山林		0.0409		E/F		54		2021.3.1	
2		富士市 増川		338		122		に		24		山林		0.0757		E/F		54		6年 (2027.3.31)	
3		富士市 増川		339								山林		0.0948							
<p>経営管理権の存続期間 (終期) (B)</p> <p>経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)</p> <p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法</p> <p>乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法</p> <p>備考</p>																					
<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <p>・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <p>・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項</p> <p>・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。</p> <p>・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。</p> <p>・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。</p> <p>・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <p>・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項</p> <p>・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>																					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市 増川	337	122	に	23	山林	0.0409	ヒノキ	54						
2	富士市 増川	338	122	に	24	山林	0.0757	ヒノキ	54						
3	富士市 増川	339				山林	0.0948								

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上)

名称 富士市長 小長井 義正 印

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上)

氏名又は名称

(記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。

(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。

(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。

(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。

(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-98	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 江原	390	124	わ	38	山林	0.0545	2/4	67		<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	富士市 江原	391	124	わ	39	山林	0.0710	2/4	59					

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市 江馬	390	124	わ	38	山林	0.0545	ヒノ	67					
2	富士市 江馬	391	124	わ	39	山林	0.0710	ヒノ	59					
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 名称</p>														


- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別案とすること。
(2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定められた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
が記載された書類を添付すること。
(3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
(4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにする。
(5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-99	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富士市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班 準林班 小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行 われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	富士市 川原	140-2	119 ろ	7 山林	0.0961	広葉樹 1種以上	64		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病害虫及び火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (B)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市 加茂	140-2	119	ろ	7	山林	0.0961	広葉樹.ス ま.トナリ	64						

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は所在地 (同上) 氏名又は名称 

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整理番号	S2-100	経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(名称) 富上市長 小長井 義正	(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	富士市神宮	319-1	121	ろ	52	山林	0.0057	広葉樹	67		2021.3.1	6年 (2027.3.31)	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p> <p>・乙は、火災、病虫害及び火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。</p> <p>2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。</p>	<p><経営管理実施権が設定される場合></p> <p>1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。</p> <p>2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。</p> <p><経営管理実施権が設定されない場合></p> <p>・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。</p>	

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		同意印
1	富士市 神谷	319-1	121	ろ	52	山林	0.0057	広葉樹	67						
2	富士市 神谷	319	121	ろ	51	山林	0.0910	広葉樹	64						
<p>この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 所在地 (同上) 名称 富士市長 小長井 義正 印</p> <p>権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住所又は (同上) 氏名又は 所在地 名称</p>															

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の
 が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を () 書きで下段に2段書きにする。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

経営管理権集積計画に定めた経営管理権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務

① 乙が経営管理実施権配分計画を定めることにより、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は、甲に対して善管注意義務を負うものとする。これにより、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、経営管理実施権者に対して監督責任を負うものとする。

② 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。また、公告した経営管理権集積計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、乙に設定された経営管理権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせていたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となった場合は、気象災等により被害が生じたことにより、(10)により復旧を行う場合を除いて、経営管理権集積計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めた経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、乙以外の者に当該設置された施設の維持管理を任せることができる。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、経営管理実施権者が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林施業による測量の実施

① 乙は、経営管理権集積計画について、甲からの同意を得た上で、測量を実施することとする。

② 乙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。

③ 乙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要が生じた場合は、境界を明確化するための測量調査など必要な措置を講じるものとする。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 経営管理実施権者は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間が満了した場合において、甲と乙の間における金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

- ① 乙は、経営管理権の設定を受けた森林について、経営管理権集積計画の内容に適合する範囲内において、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、公告することによって、乙が選定した林業経営者に当該森林の経営管理実施権を設定することができる。
- ② 乙は、経営管理実施権配分計画を公告する前に、経営管理実施権配分計画及び企画提案書の内容の写しを甲に送付するものとする。
- ③ 経営管理実施権配分計画が定められた場合、当該森林の経営管理を受託した経営管理実施権者が責任を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。また、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を受ける義務を負う。
- ④ 経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づいて経営管理実施権者から甲に支払を受けたときは、甲は、経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づいて、乙から支払を受けたものとみなす。

(16) 森林利用の制約

甲は、当該森林を利用する際には、乙又は経営管理実施権者に事前に連絡しなければならない。

乙は、経営管理実施権者が実施する森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めることができる。

乙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(17) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。